

申告・納付期限の延長をされた方の 振替日のお知らせ

令和3年分 確定申告

振替納税を
ご利用の場合

振替日

申告所得税及び
復興特別所得税

※ 3月16日(水) から
4月15日(金) まで
に申告された方

消費税及び地方消費税
(個人事業主)

※ 4月1日(金) から
4月15日(金) まで
に申告された方

令和4年
5/31(火)

〔 3月15日(火) までに
申告された方の振替日は、
令和4年4月21日(木) です。 〕

令和4年
5/26(木)

〔 3月31日(木) までに
申告された方の振替日は、
令和4年4月26日(火) です。 〕

(注1) 振替納税をご利用の方は、延納届出をした場合でも、上記振替日に納税額の全額が引き落としされます。

(3月15日(火) までに申告された方で延納届出をした方の振替日は、令和4年5月31日(火) です。)

(注2) 4月16日(土) 以降に申告された方の振替日は、税務署から個別に連絡します。

国税の納付手続について

納税者の皆様には、所定の期限までに所轄の税務署へ申告書を提出していただくとともに、納付する税額がある場合は、原則として、申告書の提出日が申告・納付期限となりますので申告の日までに自ら納付していただく必要があります。

※納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

振替納税を利用されている方へ

振替日にご指定の預貯金口座から納税額を自動的に引き落としますので、事前に預貯金口座の残高をご確認ください。

残高不足等で引き落としができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますのでご注意ください。

転居等により所轄の税務署が変わった場合は、新たに振替納税の手続をするか、異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」を提出する必要があります。

振替納税を利用されていない方へ

納税には、便利で安全な振替納税をお勧めします。

振替納税を利用されない方は、振替納税以外のキャッシュレス納付やQRコードを利用したコンビニ納付をすることもできます。

(裏面の各種ご案内をご覧ください。)

なお、金融機関の窓口で納付される方で納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書に現金を添えてご利用ください。

(※) 金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署へご連絡ください。納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかりますのでご注意ください。



国税庁

法人番号7000012050002